

平成26年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:福祉医療機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
該当する契約はありません。											

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成25年度に締結した契約のうち、平成26年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成25年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成26年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成26年度)を記載すること。

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:福祉医療機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
独立行政法人会計システム等の保守	契約担当役 尾形 朋輝 総務企画部情報システム室情報管理課 東京都港区虎ノ門4-3-13	平成25年4月1日	一般財団法人日本システム開発研究所 理事長 相沢英之 東京都新宿区富久町16-5	当該システムは、同法人が開発したパッケージソフトを当機構用にカスタマイズしたものであり、知的財産権は同法人が有している。 このため、第3者に保守を委託することは不可能であり、会計規程第24条第1項に該当するため。	-	7,518,000	-	-	当該システムは、同法人が開発したパッケージソフトを当機構用にカスタマイズしたものであり、知的財産権は同法人が有している。 このため、第3者に保守を委託することは不可能であり、会計規程第24条第1項に該当するため。	19	
福祉医療機構ALMモデル運用支援	契約担当役 尾形 朋輝 総務企画部企画室企画課 東京都港区虎ノ門4-3-13	平成25年4月1日	株式会社三菱東京UFJ銀行 執行役員 市場企画部長 亀澤宏規 東京都千代田区丸の内2-7-3	ALMの運用支援については、ALMモデルに関する所有権及び機構の求めに応じて改良したALMモデルに係る知的財産権は同社に帰属していることから、現在のALMモデルを使用することを前提とすると、第3者に運用支援を委託することは不可能であること。 現在のALMモデルを見直し、総て入れ替えを行った場合、開発経費に1億円、毎年度の運用支援に1千万円程度の経費が掛かるとのことであり、見直しコストに見合わないこと。 このことから、会計規程第24条第1項に該当するため。	-	8,641,500	-	-	ALMの運用支援については、ALMモデルに関する所有権及び機構の求めに応じて改良したALMモデルに係る知的財産権は同社に帰属していることから、現在のALMモデルを使用することを前提とすると、第3者に運用支援を委託することは不可能であること。 現在のALMモデルを見直し、総て入れ替えを行った場合、開発経費に1億円、毎年度の運用支援に1千万円程度の経費が掛かるとのことであり、見直しコストに見合わないこと。 このことから、会計規程第24条第1項に該当するため。	19	
社会保険オンライン端末(SOLS)一式に係る賃貸借等	契約担当役 尾形 朋輝 年金貸付部年金貸付課 東京都港区虎ノ門4-3-13	平成25年4月1日	株式会社日立製作所 公共システム営業統括本部 第一営業本部 公共営業第一部長 本田嘉之 東京都江東区新砂1-6-27	本件賃貸物件は、専用端末、「社会保険オンラインシステム」をPC上で稼働するためのプログラムであり、日本年金機構本体のシステムと連携した仕様となっていることから、他社製品の導入は困難である。専用端末(PC等)についても、「社会保険オンラインシステム」専用の作り込みがなされており、他社製を導入した場合、正常な動作が確保できない可能性がある。 このことから、会計規程第24条第1項に該当するため。	-	803,628	-	-	本件賃貸物件は、専用端末、「社会保険オンラインシステム」をPC上で稼働するためのプログラムであり、日本年金機構本体のシステムと連携した仕様となっていることから、他社製品の導入は困難である。専用端末(PC等)についても、「社会保険オンラインシステム」専用の作り込みがなされており、他社製を導入した場合、正常な動作が確保できない可能性がある。 このことから、会計規程第24条第1項に該当するため。	19	

【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成25年度に締結した契約のうち、平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12